

○公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
京都市M I C E開催支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、M I C Eの積極的な誘致を促進し、国際文化観光都市京都の発展及びM I C E関連産業の振興に寄与するため、京都市から公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー(以下「コンベンションビューロー」という。)に支出される補助金を用いて、京都市内において開催されるM I C Eのうち、京都市の活性化に寄与すると考えられるものに対し、その開催に係る資金の一部を助成する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成対象となるM I C Eは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす学会、会議、総会、大会、コーポレート・ミーティング、インセンティブ・ツアー等(以下、「会議等」という)とする。ただし、コンベンションビューローが必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 京都市内で会期が2日以上のものであること。
- (2) 現地予定参加者が50名以上であること。
- (3) 主催団体が、国又は地方公共団体以外の団体であること。
- (4) 特定の個人又は団体の利益を目的としないものであること。
- (5) 政治活動又は宗教的活動を目的としないものであること。
- (6) 申請者及び助成を受けようとするM I C E主催者(以下「主催者等」という。)は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等または同条5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (7) 当該助成事業は、公序良俗に反するものでないこと。
- (8) 本助成事業に京都市の他の予算・助成金等を利用していないこと。ただし、「大規模国際コンベンション開催支援助成金」を除く、京都らしいM I C E開催支援補助制度及びサステナブルなM I C E開催支援補助制度との併用が可能。
- (9) 当該助成事業は、コンベンションビューローが定める助成除外日以外に開催すること。
※詳細は別紙カレンダーのとおりとする。
- (10) 助成金を含めた収支決算書が黒字ではないこと(黒字の場合は、黒字額を助成対象外とする)。

(助成金加算の対象)

第3条 助成対象となるM I C Eのうち、以下のすべての要件を満たす会議等については、加算して助成を行う。

- (1) 参加者数が100名以上であること。
- (2) 参加国数が日本を含む3か国以上であること。
- (3) 会期が2日以上であり、過去5年以内に京都市内での開催実績があること。

(助成金の限度額)

第4条 助成金額は、会議等1件につき原則として200万円を超えないものとし、会議の開催時期・期間・規模等に応じて金額を決定する。

また、第3条の要件をすべて満たす会議等については、別途1件につき最大40万円を上限に加算して助成を行う。

(助成金の交付申請)

第5条 助成を受けようとする主催者等は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金交付認定申請書(第1号様式の1)に次の各号に掲げる書類を添えて、コンベンションビューローに提出するものとする。申請は対象事業の開催予定日1箇月前までとし、原則1箇月を過ぎた申請は受け付けない。

- (1) 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金交付認定審査依頼書(第1号様式の2)
- (2) 事業計画書又は開催趣意書
- (3) 収支予算書又は資金計画書
- (4) その他コンベンションビューローが必要と認めるもの

(審査及び助成の決定と通知)

第6条 コンベンションビューローは、第4条による申請があったときは、助成対象の可否及び交付予定額を決定する審査を行うこととし、審査に要する基準などについては京都市と協議のうえ決定する。

- 2 前項の審査の結果、助成対象とすることが決定された会議等について、コンベンションビューローは公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金交付承認・交付予定額通知書(第2号様式)を主催者等に送付するものとする。
- 3 審査の結果、助成金の交付が適当と認められなかった会議等について、コンベンションビューローは、主催者等に対し、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金交付不承認通知書(第3号様式)を送付するものとする。

(変更等の承認の申請)

第7条 補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る承認の申請は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金変更承認申請書(第4号様式)によって行うものとする。

- 2 補助事業等の中止又は廃止に係るコンベンションビューローの承認の申請は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援助成金事業中止・廃止承認申請書(第5号様式)により行うものとする。
- 3 コンベンションビューローは、前二項の申請があった場合において必要があると認めるときは、助成金の交付予定額を変更することができる。この場合において、コンベンションビューローは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市MICE開催支援

助成金交付額変更通知書（第 6 号様式）により、主催者等に通知するものとする。

（事業完了の届出）

第 8 条 助成対象事業の主催者等は、事業の実績報告を、助成対象事業終了後 2 箇月以内又は、翌年度 4 月 4 日までのいずれか早い日に、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市 M I C E 開催支援助成金認定会議開催実績報告書（第 7 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （ 1 ）収支決算書
- （ 2 ）事業実施報告書
- （ 3 ）助成対象事業の写真

（助成金の交付）

第 9 条 第 7 条の実績報告による助成額の確定通知は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー京都市 M I C E 開催支援助成金交付額決定通知書（第 8 号様式）により行うものとする。

（助成金の交付方法）

第 1 0 条 主催者等は、決定通知書受領後、京都文化交流コンベンションビューロー京都市 M I C E 開催支援助成金振込依頼書（第 9 号様式）をコンベンションビューローへ提出し、これを以てコンベンションビューローは主催者等に対し、助成金を支払うこととする。

（助成金活用の告知等）

第 1 1 条 主催者等は、助成対象事業の実施に当たっては、作成する印刷物（ポスター、プログラム、パンフレット等）や看板などに必ず以下の京都 M I C E ロゴと定型文を用いてコンベンションビューローからの助成を受けている旨を表示しなければならない。広報印刷物への掲載が間に合わない場合は、京都 M I C E ロゴおよび告知定型文を A 3 サイズ以上の用紙に印刷し、会場にて掲示し掲示写真を提出すること。（別紙のデータを印刷のうえ利用すること。）後援名義許可を得た場合でも、後援、スポンサーなどの表記での告知は認められない。

京都 MICE ロゴ



京都 MICE 基金バナー



告知定型文

日本語：「本事業は、京都市および公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの助成金を活用し実施しています。」

英語：「This program is supported by a subsidy from Kyoto City and the Kyoto Convention & Visitors Bureau.」

- 2 主催者等は、助成対象事業のウェブサイトを有する場合、コンベンションビューローが定めるバナーの掲載を行わなければならない。
- 3 主催者等は、京都M I C E 基金の広報協力をする事。
- 4 コンベンションビューローが別途定める協力依頼事項について、可能な限り協力をする事。

(その他)

第 1 2 条

- (1) 本制度は、京都市からの補助金により、コンベンションビューローの予算の範囲内において年度単位(4月1日から翌年3月31日)で行っており、原則申請順で審査を行うことから、年度内でも申請受理多数の場合、募集を中止する場合があります。予めご了承下さい。
- (2) この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、コンベンションビューロー専務理事が別途定めます。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。